

諮問庁：人事院総裁

諮問日：令和元年6月10日（令和元年（行情）諮問第74号）

答申日：令和2年3月3日（令和元年度（行情）答申第580号）

事件名：予算明細書の計数（金額）の積算や内訳等が算用（アラビア）数字を用いて記載されてあるものの不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書2（以下「文書2」又は「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年12月12日付け人企-1383により人事院事務総局人材局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、審査請求をする。

#### 2 審査請求の理由

一連の作業プロセス、決定事項の重要性、金額的な大きさを考えると、人事院から案内があった文書以外にも、文書が存在すると考えられる。仮に文書が存在しない場合、業務に支障が生じるだけではなく、決定金額の妥当性、費用対効果など、様々な検証が出来なくなる。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求までの経緯

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成30年6月13日受付行政文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）で別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）を対象文書として開示請求を行った。また、審査請求人からは、同月16日に収入印紙が納付された。

なお、審査請求人は、当該処分庁のほか人事院事務総長、事務総局職員福祉局長及び同給与局長に対しても、同月13日受付で同一内容の対象文書の開示請求を行っている。

(2) 上記開示請求書を受理した人事院事務総局総務課広報室（現：人事院事務総局公文書監理室）情報公開グループ（以下「情報公開担当」という。）は、平成30年6月13日付けで同一内容の開示請求のあった各局等に対して速やかに開示請求書の写しを送付し、各局等内で対象となる文書の探索を依頼した。

- (3) 処分庁は、本件開示請求について、開示請求に係る文書の特定に時間を要すると判断したため、平成30年7月13日付けで開示決定等の期限の延長を行い、審査請求人にその旨通知した。
- (4) その後、人事院事務総局総務課総務班（以下「総務課総務班」という。）より、事務総局会計課等（以下「会計課等」という。）が管理する文書の中に、処分庁の所管業務に関する本件開示請求の対象文書として考えられる文書も含まれているとの情報を得た。
- (5) 処分庁では、執務室及び書庫等文書の保管が想定される全ての場所において対象文書の探索を行い、その結果、会計課等が管理する文書の写しの存在は確認できなかったが、当該文書以外の開示請求の対象文書と考えられる別紙の2に掲げる2文書を特定し、審査請求人に対し、平成30年8月1日付け及び同月24日付け文書（以下「求補正書1」及び「求補正書2」という。）（資料1及び資料2（省略））で特定した2文書について情報の提供を行うとともに手数料追納の求補正の文書を送付したが、期限までに補正がなされなかった。
- (6) 平成30年9月7日及び同月27日に審査請求人より、FAXにて手数料追納期限の延期の申入れがあり（資料3及び資料4（省略））、その後、同年11月1日付けFAXにて、手数料納付済分の開示決定を希望する旨の申入れがあった（資料5（省略））。これを受けて、情報公開担当から手数料未納分の開示請求を取り下げかどうかの確認を同月2日付け文書で行ったところ（資料6（省略））、それに対する回答がなかったため、法9条2項の規定に基づき、開示請求手数料未納分の1文書について不開示決定を行い、行政文書不開示決定通知書を審査請求人に送付した。

## 2 原処分の理由

処分庁は、本開示請求においては、審査請求人からの開示請求書に記載されている内容に従って該当する文書の探索を行い、その結果、上記1（5）のとおり本件開示請求の対象と考えられる文書を特定し、審査請求人に対し求補正書1及び求補正書2により情報の提供を行った結果、審査請求人より開示請求手数料の追納期限延期の再三の申入れを経た後、開示請求手数料を追納しない旨の回答があり、さらに、処分庁からの手数料未納分の開示請求を取り下げかどうかの確認に対して回答がなかったため、法9条2項に基づき、開示の対象となる文書のうち開示請求手数料未納分の1文書の不開示決定を行ったものである。

## 3 審査請求人が主張する本件審査請求の趣旨

上記第2の2のとおり。

## 4 諮問庁による検討

### (1) 原処分についての検討

処分庁は、執務室及び書庫等文書の保管が想定される全ての場所において対象文書の探索を行い、その結果、本件開示請求の対象となり得る2文書を特定し、審査請求人に対し求補正書1及び求補正書2により情報提供を行った結果、審査請求人より開示請求手数料の追納期限延期の再三の申入れがあり、その後、追納を行わない旨の回答があった。さらに情報公開担当からの手数料未納分の開示請求を取り下げるかどうかの確認に対して回答がなかったため、手数料未納分について不開示決定を行ったものであり、この点について手続上の不備はないものと考えられる。また、諮問庁は、審査請求を受けて、再度処分庁に対して対象文書の有無を確認させたところ、処分庁においては、本件開示請求の対象として審査請求人に示した文書以外に対象となり得る文書がないことが改めて確認されている。

#### (2) 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分について、上記第2の2のとおり主張するが、処分庁は開示請求の対象となる文書を探索した結果、本件開示請求の対象となる2文書を特定し、当該文書について審査請求人に対し文書で情報提供を行ったところ、審査請求人より対象文書等の内容に係る意見の提出はなされなかったものであり、また、会計課等の管理する文書の中には処分庁の所管業務に関する本件開示請求の対象となり得る文書が複数存在し、総務課総務班では開示決定するに当たり、文書の一覧をあらかじめ審査請求人に書面で示していることから、審査請求人の上記主張は妥当なものとはいえない。

以上のとおり、処分庁が本件開示請求について、不開示決定としたことについては理由があり、原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年6月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和2年2月14日 審議
- ④ 同月28日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、審査請求人に対し、開示請求に必要な手数料の追納を求めたものの納付されず、手数料未納分の開示請求を取り下げるかどうかの確認に対して回答がなかったことから、本件対象文書を開示請求手数料の未納（形式上の不備）のため不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、人事院から案内があった文書以外にも文書

が存在するなど主張し、審査請求をして、原処分の取消しを求めているものと解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

## 2 原処分の妥当性について

### (1) 求補正の経緯等について

本件開示請求に係る求補正の経緯等について、当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件請求文書に該当する文書は、平成29年度に人事院事務総局人材局（以下「人材局」という。）で作成又は取得され、人材局で保有している、一般会計内閣所管（組織）人事院予算明細書に記載されている10万円以上の金額の積算根拠、内訳等が記載されている文書である。

イ 当該文書は、人材局において作成又は取得後、人事院事務総局会計課（以下「会計課」という。）へ提出し、会計課等で管理しているが、本件請求文書の探索を行ったところ、会計課へ提出した、別紙の2に掲げる文書1（以下「文書1」という。）及び文書2（本件対象文書）の2文書の存在を確認し、本件請求文書に該当する文書と判断した。

ウ 処分庁は、審査請求人に対し、求補正書1をもって、上記イにおいて確認した2文書の文書名を提示し、当該文書両方を開示請求する場合、1文書分の開示請求手数料が不足することから、不足する開示請求手数料を納付するよう求めるとともに、平成30年8月15日までに追納されない場合は、納付済みの開示請求手数料を、当該文書のうち、文書1の分として充当する旨を連絡した。また、求補正書1の内容に意見がある場合には、上記追納期日までに連絡するよう求めた。

エ しかしながら、審査請求人から回答がなされなかったため、処分庁は再度、上記ウと同様の追納を平成30年9月7日までに行うよう求める旨の求補正書2を審査請求人に送付した。その際、求補正書2の内容に意見がある場合には、上記追納期日までに連絡するよう求めた。

オ 上記エの求補正書2に対し、審査請求人から送付された平成30年9月7日付け送信の「行政文書開示請求について」と題するFAXには、手数料印紙については同年9月中に送付する旨の回答があった。

カ さらに、審査請求人から送付された平成30年9月27日付け送信の「行政文書開示請求について」と題するFAXには、開示請求手数料の追納期限を同年10月中旬までに変更して欲しい旨の回答があった。

キ その後、上記カの審査請求人が申し出た追納期限である平成30年

10月中旬を経過しても、審査請求人からの開示請求手数料の追納は行われなかった。

ク 上記エの求補正書2に対し、審査請求人から送付された平成30年11月1日付け送信の「行政文書開示請求について」と題するFAXには、手数料については、現在私（審査請求人）から処分庁へ送付済みの印紙で開示をお願いする旨及びこれまでの処分庁からの連絡の別紙に納付済と備考欄に記載してあるもの（文書1を指す。）の開示決定をお願いする旨の回答があった。

ケ 上記クの審査請求人からのFAXについて、情報公開担当は、平成30年11月2日付けの事務連絡において、文書1について開示決定等を行う旨の連絡とともに、文書2（本件対象文書）について請求を取り下げるかどうかの意思確認を行った。なお、平成30年11月9日までに回答がない場合は、文書2（本件対象文書）については、手数料未納による不開示決定を発出する旨の連絡を行った。

コ その後、上記の回答期限である平成30年11月9日を経過しても、審査請求人からの回答はなかった。

サ 以上を踏まえ、処分庁は、平成30年12月12日付けで審査請求人が開示を求めた文書1について開示決定を行うとともに、文書2（本件対象文書）を開示請求手数料未納により不開示とした決定（原処分）を行った。

## （2）検討

ア 諮問庁の上記（1）ア及びイの本件請求文書に該当する文書についての説明には、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、探索の範囲等については、上記第3の1（5）及び4（1）のとおりであり、その探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

イ 上記アを踏まえると、本件請求文書に該当する文書は、人材局において、文書1及び文書2以外に存在するとは認められない。

ウ 本件開示請求について処分庁が行った求補正等の手続について、理由説明書に添付された資料1ないし資料6によれば、おおむね上記（1）ウないしケのとおりであると認められ、諮問庁の上記第3の1（5）及び（6）並びに4の説明は首肯でき、本件開示請求について処分庁が行った求補正等の手続が不十分であるとはいえない。

エ したがって、本件開示請求について、本件対象文書につき、開示請求手数料の不足という形式上の不備があると認められることから、原処分を行ったことは妥当である。

## 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に開示請求手数料の未納という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

## 別紙

### 1 本件請求文書

一般会計内閣所管（組織）人事院予算明細書に10万円以上の計数（金額）が記載されていますが、その10万円以上の計数（金額）の積算や内訳等が算用（アラビア）数字を用いて記載されてあるもの。開示対象となった文書に10万円以上の計数（金額）が記載されているものは、その10万円以上の計数（金額）の積算や内訳等が算用（アラビア）数字を用いて記載されてあるものについても開示してください。10万円以下の計数（金額）の積算や内訳等の開示は不要です。ただし、平成29年度に人材局で作成取得され、人材局で保有しているものに限定します。人事院予算明細書自体の開示は不要です。人事院のホームページや各種白書に掲載された文書は開示不要です。

### 2 本件請求文書に該当する文書

文書1 平成30年度要求予算員数算定基礎一覧

文書2 国家公務員試験電算処理業務見積書（本件対象文書）